

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人天竜厚生会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬の総額)

第2条 役員等に支給する報酬の年間の総額は以下のとおりとする。

- (1) 全理事の報酬総額は、年額6,000万円以内とする。
- (2) 全監事の報酬総額は、年額80万円以内とする。
- (3) 全評議員の報酬総額は、定款第9条において定められたとおり年額100万円を超えない範囲とする。

(常勤役員の報酬)

第3条 常時勤務する役員には勤務実態に即して次の報酬を支給する。

- (1) 理事長の報酬は、以下の範囲内で、定める額とする。ただし、通勤費は別途支給する。

年俸	1201万円～1300万円
----	---------------

- ①年俸の更改額の更改は、原則として法人業績を基に決定する。

法人業績	A	B+	B	B-	C
更改額	+20万円	+10万円	0	-10万円	-20万円

- (2) 副理事長の報酬は、以下の範囲内で、理事長が定める額とする。

年俸	1101万円～1200万円
----	---------------

- ① 副理事長就任の場合の年俸は、通勤手当を除いた手当を含む就任前一年間の賃金の1.08倍を目安とするが、2号の下限額に届かない場合は下限額として、理事長が定める（千円単位を四捨五入して、万円単位年俸とする。ただし、通勤費は別途支給する）
- ②年俸額の更改は、人事考課による。人事考課は、法人業績と個人成績を考慮して理事長が決定する。

人事考課	A	B+	B	B-	C
更改額	+20万円	+10万円	0	-10万円	-20万円

- (3) 常務理事の報酬は、以下の範囲内で、理事長が定める額とする。

年俸	900万円～1100万円
----	--------------

①常務理事就任の場合の年俸は、通勤手当を除いた手当を含む就任前一年間の賃金の1.05倍を目安とするが、3号の下限額に届かない場合は下限額として、理事長が定める。（千円単位を四捨五入して、万円単位年俸とする。ただし、通勤費は別途支給する）

②年俸額の更改は、人事考課による。人事考課は、法人業績と個人成績を考慮して理事長が決定する

人事考課	A	B+	B	B-	C
更改額	+20万円	+10万円	0	-10万円	-20万円

（4）常勤医師が役員を務める場合の報酬は、勤務実態を鑑み理事長が定める

（法人業績）

第4条 常勤役員の年俸額の更新にあたっての法人業績は、次のとおり前年度の利益率を目安とすることとする。

法人業績	A	B+	B	B-	C
前年度の利益率	8%以上	5%以上 8%未満	3%以上 5%未満	1%以上 3%未満	1%未満

（常勤役員報酬の更改）

第5条 常勤役員の年俸額の更改は、毎年4月とする。

（常勤役員報酬の支給方法）

第6条 常勤役員の年俸の支給は以下の方法から各自が選択する。

- （1）年俸の12分の1の金額を該当期間の毎月24日に支給する
- （2）年俸を毎月支給分と賞与月支給分に分割し、毎月支給分はその12分の1の金額を該当期間の毎月24日に支給し、賞与月支給分は、毎月支給分に賞与支給係数を乗じた金額を賞与支給月に支給する
- 2 支給日が休日にあたる場合はその前日に繰上げて支給する。

（常勤役員以外の報酬）

第7条 常時勤務しない役員及び常時勤務しない評議員の報酬は、次のとおりとする。

- （1）理事及び評議員の報酬は1回10,000円とする
- （2）監事の報酬は1回10,000円とする。ただし、監事監査等についても、1回10,000円とする
- （3）公認会計士の資格を有する監事の報酬は、勤務実態及び勤務内容を鑑み、理事長が定める
- （4）前1号及び2号の報酬額は、源泉徴収後の金額とする

（費用弁償）

第8条 役員、評議員が公務のため出張した場合には、その者に対し当該出張に要した費用を弁償する。

- 2 費用弁償については、「社会福祉法人天竜厚生会出張旅費規程」による。

（改廃）

第9条 本規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

（その他）

第10条 本規程に定めるもの以外、必要な事項は評議員会の承認を得て理事長が定めるものとする。

付則 本規程は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成 1 8 年 1 月 1 日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成 2 1 年 1 1 月 1 日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成 2 2 年 8 月 2 日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

本規程は一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。